

新たな安全保障法制関連法案の廃案を求める意見書（案）

5月14日、政府与党は「国際平和支援法案」等計11法案を閣議決定し、15日にも国会に上程する方針である。本法案は、昨年7月1日の「集団的自衛権行使容認」の閣議決定、そして先日確定した日米新ガイドラインを法的に担保するものであり、具体的には自衛隊のあり方を根本的に改変するものである。

「国際平和支援法案」においては、自衛隊海外派遣の国会事前承認を衆参それぞれ7日以内、計14日以内とし、場合によっては事後承認も可能としている。「周辺事態法」は「重要影響事態法案」と変えられ、事実上地理的制約を撤廃、米国以外の軍隊にも「支援」できるものとされている。「武力攻撃事態法改正案」においては昨年の閣議決定を踏まえ「存立危機事態」なる定義を加え、他国への武力攻撃であっても、政権が「我が国の存立が脅かされ」「国民の権利が根底から覆される」と判断すれば、「集団的自衛権」行使を容認している。さらに行使する武力の内実については「事態に応じ合理的に必要と判断される限度」と政権の恣意に任せるものとなっている。昨年の閣議決定での所謂「グレーゾーン事態」では本来外交と警察力による解決を行うべき事態に、速やかに軍事力を介入させるため「電話による閣議決定」を取り入れることも定められている。

その他、活動地域の拡大、武器使用権限の拡大等自衛隊をまさに海外での武力行使の戦力と変え、さらに主権者の市民生活もそのなかに組み込まれ従属させられることが、各条文に盛り込まれている。本法案は、9条と前文に盛り込まれている日本国憲法の原則である「平和主義」の理念を、「安全保障環境の変化」という曖昧でいかようにも恣意的に解釈しうる理由により、根本から破壊する暴挙にほかならない。

さらに安倍首相は先般の日米首脳会談において、本法案を夏までに成立させると米側に確約するという、立憲主義、議会制民主主義を愚弄する発言まで行っているのである。

憲法の根本を一政権の思惑と利害だけで一方的に改変することが許されるはずがない。政府においては、昨年の閣議決定以来の一連の手続きの合法性及びその内容に関する説明責任を主権者である国民に対して徹底して果たすべきであり、何よりも立憲主義に則り、広く主権者の論議と意志決定に付託すべきである。本法案11本の廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 5月15日

千葉県議会議長

内閣総理大臣